

新潟市こどもの意見表明支援事業について

1. 事業概要

- 令和4年の児童福祉法の一部改正により創設、令和6年4月に施行。
- 一時保護施設や児童養護施設において、児童相談所等から独立した立場にある意見表明支援員が定期的又はこどもの求めに応じて訪問、面談し、こどもが施設での生活における悩みや不満、措置の内容に関する意見や意向について、関係機関に対して表明することを支援する。
- 新潟県・新潟市がその区域を越えて児童を措置等するため、同様の方法で実施。

2. 本市事業の対象施設及び訪問頻度

- ・新潟市児童相談所一時保護施設：週1回＋随時
(令和6年11月開始)
- ・市所管の児童養護施設「新潟天使園」：月2回＋随時
(令和7年4月開始 それ以前は県が実施)

3. 意見表明支援員

- ・県内の専門職団体及び大学から推薦された方
弁護士、社会福祉士、臨床心理士、公認心理師、大学(院)生
1回の訪問につき、専門職2名もしくは専門職1名、大学生1名でこどもと面談
- ・県と合同で養成研修及びフォローアップ研修を定期的実施

4. 活動実績

- ・令和6年11月～令和8年2月 訪問回数86回、支援実施件数33件
(こどもの面談希望がないときは入所児童と活動し関係構築を図っている。)

5. 次年度について

- ・対象施設に自立援助ホーム7か所を加える予定